

2013 年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	教授
氏名	小宮 靖毅		
NAME			

1. 研究課題

(和文) あたらしいビジネス・ロー教育コンテンツの研究と開発

(英文)

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要(背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度)

(和文) 費目別収支決算表等から明らかであるが、専ら文献資料を収集した。従来、いわゆる企業法の対象とされてこなかった経済活動を意識的に採り上げ、法的に検討した。計画には明示しなかったが、情報技術が立法過程にもたらす影響を視野に入れた考察を行った。その一部は既に成果として公表済みである(2015年4月8日現在)。

企業法、特に会社法は「理論的な検討」が先行する領域であり続けてきた。つまり、抽象度を下げ、特定領域の経済活動を検討する作業に高い優先順位が与えられてきたとは言えない。この特徴は、従来のビジネス・ロー教育において、いわゆる受験対策的な教育と結びつくあたりで、硬直的な法学部のカリキュラム・コンテンツを縮小再生産する傾向を生んでいる。これが、法の研究教育機関の形とは思えない。

本研究により、研究計画において明示した、農林水産業(とそれを受けた食品産業)、エネルギー産業、医療介護事業などの“規制”産業について、現時点で有益と考えられる多くの社会科学的な先行研究を消化し、検討することができた。その一つ目の成果が、医療事業を営む経営体につき、純化された株式会社形態を念頭におく会社法学の応用を試みた下記【学術論文】である。

この論文に寄せられた反響は区々であるが、予想通り、今後の研究・教育活動に裨益するところが既にして大きい。たとえば、特定の経済活動における政策と(会社)制度を結びつけることができるのかどうか検討を要するとの評価が筆者に寄せられている。会社法の研究が「理論的」であり、組織体(法人に限られない)による経済活動一般を対象とすることを積極的にとらえる(伝統的な)考え方である。ここには、社会科学としての法律学が依拠する科学性は、対象の抽象性により担保されるとの“消極性”が感じ取れる。筆者は本研究を継続し、対象の抽象度をコントロールして行う研究の成果を発表する心算である。

法学部の教育コンテンツは、これからも抽象的でありつづけてよい。しかし、それに教員の側が抽象度を意識的にコントロールして取り組むのでない限り、各種の資格試験合格に向けて動機づけられる学生に対して最適化してしまう。抽象的が高いまま論じられた内容は、別種の学生、たとえば、今現在の世界で生じている具体的な問題に対しても具体的な示唆を得たいと考える学生(そして社会人)に最適とは言えない。この観点で書かれた成果が、下記【その他】に掲げた評論である。

本研究はさしあたりの期間を終えるが、各種規制産業をはじめとした経済活動を対象として、具体的な会社法学を展開し、抽象度を下げた法学部の教育コンテンツに結びつける。2015年度は国際企業関係法学科の「法学基礎演習B」において、2016年度以降は「現代社会分析」において、本研究の成果を活かす。

なお、付言する。中央大学学内研究費助成規程第20条第4項は、研究成果を公表しない者を候補者として選定できないとする。また第16条第1項の「研究期間終了後二年以内」という文言は、遅くともこの時期までに公表されなければならないとの趣旨であって、公表が「期間終了後」でなければならないとする条文ではない。これら二つの条文を合わせ「成果を研究期間終了前に公表した者には、次の申請が許されない」と解釈するのは不当である。研究助成課では現在「研究期間終了後の成果公表を次の申請の要件とする」運用がなされているようだが、これは規程上の根拠を欠く。「同一人物に連続し

た助成を妨げる」趣旨だったとしても、その趣旨は各学部の選定委員会において考慮すればよい。もし規程に「研究期間が連続して三年以上となるような申請はできない」とする条文があったならば、現在の研究助成課の運用にも根拠があるが、そうした条文はない。研究助成課は対応を改めねばならない。

(英文) In Japan, we find clauses for companies and partnerships in Companies Act, and the clauses apply to general business. In what kind of sector a company or partnership does its business is legally irrelevant, if we use only Companies Act. In Japan, however, for each of several sectors, such as agriculture, fishery, forestry, and the health-care industry, is enacted the specific law, that discriminates associations which are different from stock corporation. I think, these specific law facilitates the administrative guidance, but there can be a stock corporation that run, for example, a hospital. Japanese Companies Act can support it, and better regulation will be more needed than ever.

4. おもな発表論文等（予定を含む）

【学術論文】（著者名、論文題目、誌名、査読の有無、巻号、頁、発行年月）

小宮靖毅「覚書・事業の公共性に応える会社法 ―医療を事業とする株式会社を想定して」

法学新報第121巻第7・8号（毛塚勝利先生退職記念論文集）135頁（2014年12月）

【学会発表】（発表者名、発表題目、学会名、開催地、開催年月）